

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年8月28日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・DC新興国株式インデックスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三井住友・DC新興国株式インデックスファンド
以下「当ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「DC新興国株」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年8月29日から2024年2月26日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨークの取引所の休業日

・ロンドンの取引所の休業日

・香港の取引所の休業日

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資します。
- ロ 当ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ベンチマークの詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、株価指数先物取引）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および株価指数先物取引であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（MSCIEマーキング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース））	目論見書または信託約款において、MSCIEマーキング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単字型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本 北米	ファミリーファンド	あり	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米			
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	TOPIX
その他資産					

(投資信託証券 (資産複合(株式、 株価指数先物取 引)資産配分変更 型))		中近東(中東)			その他
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			(MSCIエマージ ング・マーケット・ インデックス(配当 込み、円換算ペー ス))

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2011年4月18日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

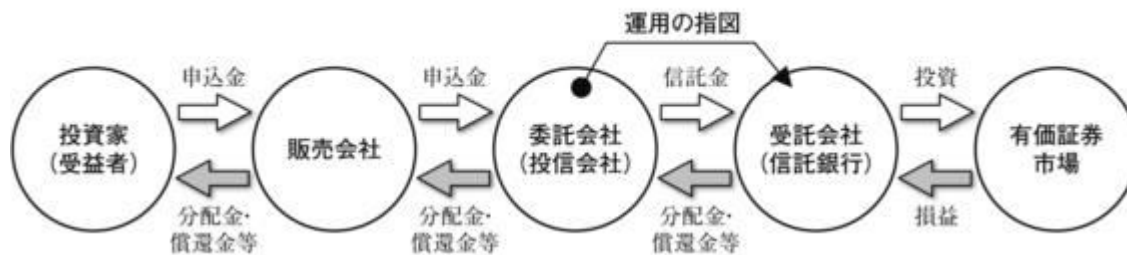
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2023年6月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

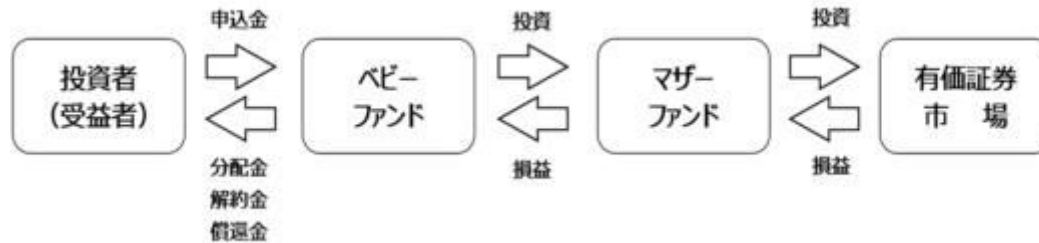
(ハ) 大株主の状況

（2023年6月30日現在）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

八 ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況環境に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- (ハ) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資します。



預託証券(DR)とは

Depository Receiptの略で、株式を海外で流通させるために、その株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいい、株式と同様に取引所などで取引されます。

2 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。



MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは

MSCI Inc.が発表するインデックスで、世界の新興国の株式市場の動きを示す代表的な指標です。世界の新興国・地域の株式市場を投資対象とする際に、運用目標や運用評価の基準（ベンチマーク）として、採用されています。

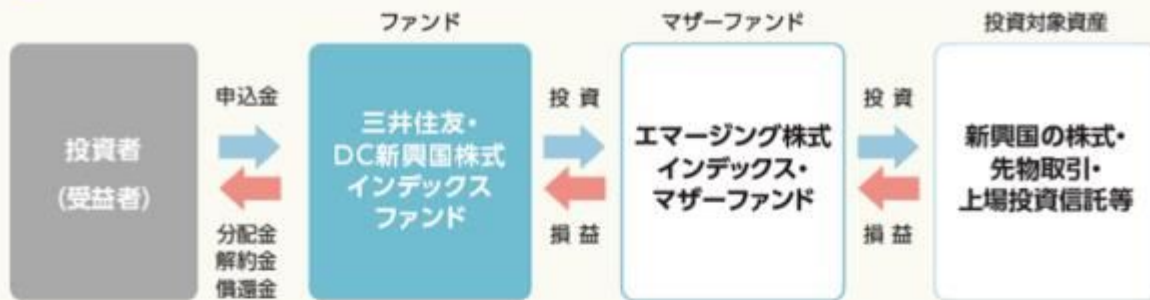
3 ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。

4 外貨建資産について、対円での為替ヘッジは原則として行いません。

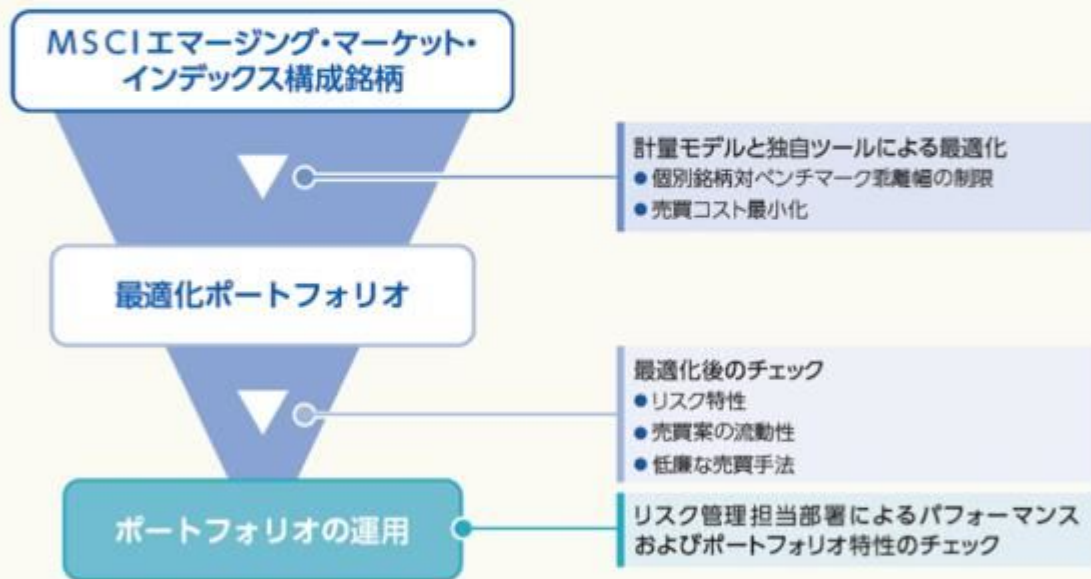
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



運用プロセス



最適化(法)とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)との連動性を維持するため、上記の現物株式と株価指数先物取引を組み合わせた運用を行います。

※投資規制やコスト等を勘案し、ベンチマーク構成銘柄の代替としてETFやDR等に投資する場合があります。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスの概要

構成国:新興**24**カ国・地域銘柄数:**1,423**配当利回り:**2.65%**予想PER:**12.36**倍

配当利回りとは

株価に対する実績年間配当金の割合(1株当たり実績年間配当金÷株価)です。

予想PER(Price Earnings Ratio)とは

株価の1株当たり予想利益に対する倍率(株価÷1株当たり予想利益)です。

(注)2023年6月末現在

(出所)MSCI Inc.およびFactSetの情報を基に委託会社作成

※データは、上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権など

当ファンドは、MSCI INC.（以下「MSCI」といいます。）、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者（総称して「MSCI当事者」といいます。）が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。

MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。

MSCIおよびMSCI INDEXの名称は、MSCIもしくはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。

いかなるMSCI当事者も、委託会社、受益者、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、当ファンドへの投資、もしくはMSCI INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。

MSCIもしくは関連会社は、当ファンド、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体とは無関係にMSCIが決定、構成、計算するMSCI INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンスです。

いかなるMSCI当事者も、MSCI INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、委託会社または受益者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。

いかなるMSCI当事者も、当ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、当ファンドの償還価格および数式の決定および算定に参加しておらず、かつその責任を負いません。

さらに、いかなるMSCI当事者も、当ファンドの運営、マーケティング、またはオフリングに関連して、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。

MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのMSCI当事者も、MSCI INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。

MSCI当事者は、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体がMSCI INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。

MSCI当事者は、MSCI INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。

さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。

上記のいずれをも制限することなく、いかなるMSCI当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、およびその他の損害（逸失利益を含む）について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．約束手形
- ４．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

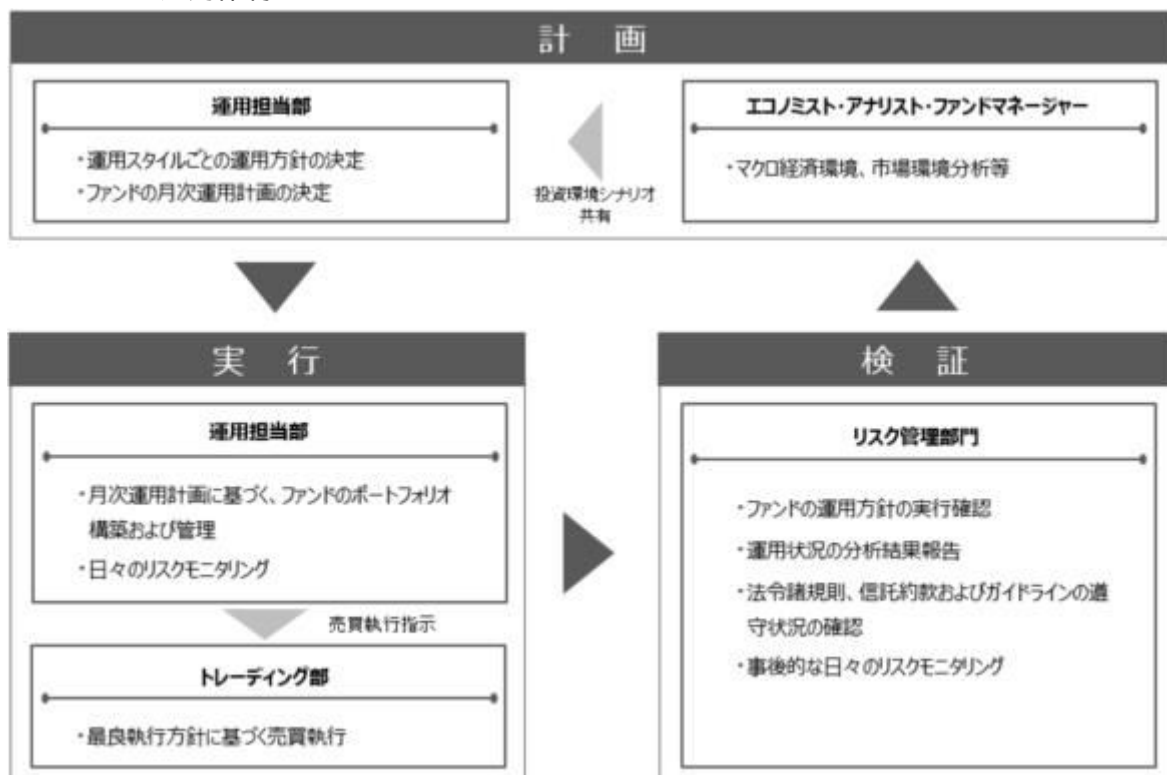
八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約40名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年1回（原則として毎年11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については、前記「（１）投資方針」に基づいて運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ト 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- イ 投資する株式等の範囲
 - （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ロ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

八 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- (ロ) 委託会社は、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を

指図するものとします。

- (二) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 有価証券の空売りの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることがで

きます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

(イ) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(二) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ル 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ロ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をする

ことができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報:エマージング株式インデックス・マザーファンドの投資方針等)

(1)投資方針等

イ 基本方針

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ)主として新興国の株式(預託証書(DR)、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。)、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ)運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。

(ハ)外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。

(ニ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2)投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第21号)に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3)投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ニ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ヘ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ト) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ニ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ホ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な

変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

a. 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

b. 株価指数先物取引の利用

MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)との連動性を維持するため、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株価指数先物取引を中心とした運用を行う場合があります。このため、株価指数先物取引と対象インデックスの動きが一致しない場合には、連動性が低下します。

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

八 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPM 総研または株式会社JPM 総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年0.374%（税抜き0.34%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.16%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0077%（税抜き0.007%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について
 - (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を

行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

- (八) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

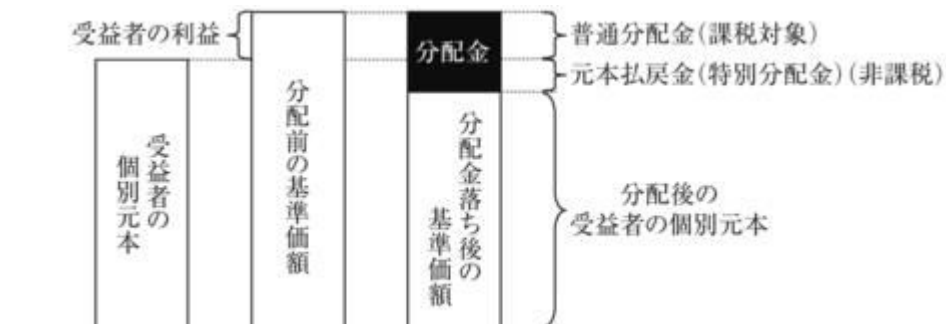
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。


外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合に限りNISAの適用対象となります。当ファンドは、つみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降のNISAの「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※つみたてNISA、NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	非課税累積投資契約に係る 少額投資非課税制度 つみたてNISA	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資 非課税制度 ジュニアNISA
対象となる 投資信託	一定の要件を満たした 公募株式投資信託 (新たに積立投資が必要)	公募株式投資信託	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる 配当所得 および 譲渡所得		
利用対象と なる方	18歳以上 の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)		0～17歳 の日本居住者 (専用口座が開設される年の 1月1日現在)
非課税の期間	最長20年間 (新規の購入は2023年まで)	最長5年間 (新規の購入は2023年まで)	
利用できる 限度額	40万円/年 (最大800万円)	120万円/年 (最大600万円)	80万円/年 (最大400万円)
留意事項	 つみたてNISA ↔ NISA 同一年において、つみたてNISAとNISAを併用した投資を行うことはできません。		

(注) 2024年1月1日以降は、非課税の期間は無期限となり、一定の額を上限として、毎年の利用できる限度額が拡大されます。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。
なお、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2023年6月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友・DC新興国株式インデックスファンド

2023年6月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,707,400,226	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,757,153	0.03
合計(純資産総額)		5,705,643,073	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・DC新興国株式インデックスファンド

イ 主要投資銘柄

2023年6月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株 式インデック ス・マザーファ ンド	3,161,118,929	1.6490	5,212,601,243	1.8055	5,707,400,226	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年6月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

【投資不動産物件】

三井住友・DC新興国株式インデックスファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DC新興国株式インデックスファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友・DC新興国株式インデックスファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3期 (2013年12月 2日)	128,234,017	128,234,017	10,743	10,743
第4期 (2014年12月 1日)	151,824,336	151,824,336	12,391	12,391
第5期 (2015年11月30日)	128,481,711	128,481,711	10,708	10,708
第6期 (2016年11月30日)	356,215,175	356,215,175	10,386	10,386
第7期 (2017年11月30日)	1,229,216,136	1,229,216,136	13,689	13,689
第8期 (2018年11月30日)	1,639,008,731	1,639,008,731	12,324	12,324
第9期 (2019年12月 2日)	2,200,728,279	2,200,728,279	12,538	12,538
第10期 (2020年11月30日)	3,018,297,691	3,018,297,691	14,303	14,303

第11期（2021年11月30日）	4,239,642,029	4,239,642,029	15,634	15,634
第12期（2022年11月30日）	4,869,974,256	4,869,974,256	15,327	15,327
2022年 6月末日	4,748,249,548	-	15,891	-
7月末日	4,689,955,188	-	15,513	-
8月末日	4,846,945,748	-	15,829	-
9月末日	4,556,579,485	-	14,636	-
10月末日	4,580,455,758	-	14,519	-
11月末日	4,869,974,256	-	15,327	-
12月末日	4,768,295,205	-	14,716	-
2023年 1月末日	5,151,265,441	-	15,739	-
2月末日	5,011,122,887	-	15,269	-
3月末日	5,134,835,987	-	15,292	-
4月末日	5,113,819,088	-	15,153	-
5月末日	5,379,744,936	-	15,793	-
6月末日	5,705,643,073	-	16,750	-

【分配の推移】

三井住友・DC新興国株式インデックスファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第3期	2012年12月 1日～2013年12月 2日	0
第4期	2013年12月 3日～2014年12月 1日	0
第5期	2014年12月 2日～2015年11月30日	0
第6期	2015年12月 1日～2016年11月30日	0
第7期	2016年12月 1日～2017年11月30日	0
第8期	2017年12月 1日～2018年11月30日	0
第9期	2018年12月 1日～2019年12月 2日	0
第10期	2019年12月 3日～2020年11月30日	0
第11期	2020年12月 1日～2021年11月30日	0
第12期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0

【収益率の推移】

三井住友・DC新興国株式インデックスファンド

	収益率（％）
第3期	24.4
第4期	15.3
第5期	13.6
第6期	3.0
第7期	31.8
第8期	10.0
第9期	1.7
第10期	14.1

第11期	9.3
第12期	2.0
第13期（中間期）	3.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・D C 新興国株式インデックスファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第3期	23,039,829	41,661,058
第4期	68,690,450	65,532,356
第5期	61,020,556	63,563,587
第6期	358,506,639	135,505,339
第7期	782,081,855	227,087,074
第8期	746,741,715	314,752,997
第9期	735,262,532	309,971,274
第10期	827,025,137	472,082,610
第11期	1,186,712,595	585,029,868
第12期	945,862,313	480,416,622
第13期（中間期）	415,803,537	186,818,068

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2023年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	ケイマン諸島	5,167,755,110	14.89
	台湾	4,769,942,888	13.74
	インド	4,546,448,670	13.10
	韓国	3,821,950,290	11.01
	中国	2,132,772,605	6.14
	ブラジル	1,642,213,495	4.73
	南アフリカ	956,643,991	2.76
	メキシコ	674,981,008	1.94
	インドネシア	622,760,615	1.79
	タイ	586,866,420	1.69
	マレーシア	415,100,099	1.20
	香港	320,575,440	0.92
	ポーランド	241,127,719	0.69
	フィリピン	203,416,358	0.59

	トルコ	172,563,936	0.50
	チリ	167,633,151	0.48
	ギリシャ	140,594,116	0.41
	アメリカ	136,745,088	0.39
	バミューダ	135,862,137	0.39
	ハンガリー	73,901,496	0.21
	チェコ	46,095,099	0.13
	コロンビア	30,584,144	0.09
	ルクセンブルグ	29,395,253	0.08
	エジプト	23,754,846	0.07
	オランダ	18,652,116	0.05
	シンガポール	6,996,700	0.02
	ペルー	6,259,702	0.02
	小計	27,091,592,492	78.04
投資信託受益証券	香港	1,518,073,099	4.37
投資証券	アメリカ	2,225,666,215	6.41
	メキシコ	200,997,200	0.58
	ブラジル	68,931,769	0.20
	南アフリカ	8,389,130	0.02
	香港	125,888	0.00
	小計	2,504,110,202	7.21
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,600,421,025	10.38
合計（純資産総額）		34,714,196,818	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	3,575,231,565	10.30
合計	買建	-	3,575,231,565	10.30

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	55,343,744	0.16

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

エマージング株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	793,000	2,288.37	1,814,680,582	2,670.98	2,118,088,884	6.10
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	-	1,930,200	793.7643	1,532,123,782	786.4849	1,518,073,099	4.37

アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	218,122	5,645.98	1,231,513,346	5,963.44	1,300,757,176	3.75
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	200,300	5,181.10	1,037,774,182	6,171.60	1,236,171,480	3.56
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	153,740	6,709.94	1,031,586,051	7,964.00	1,224,385,360	3.53
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	532,500	1,472.91	784,325,422	1,520.70	809,772,750	2.33
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	98,225	4,751.33	466,698,995	4,502.51	442,259,044	1.27
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	-	186,758	2,219.30	414,471,300	2,138.60	399,401,125	1.15
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	163,360	2,814.01	459,696,963	2,306.95	376,863,352	1.09
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3,102,000	87.63	271,823,070	93.43	289,804,350	0.83
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	166,904	1,666.75	278,188,002	1,668.66	278,506,195	0.80
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	金融サービス	56,273	4,738.51	266,650,182	4,946.62	278,361,147	0.80
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI QATAR ETF	-	103,513	2,921.83	302,447,768	2,579.37	266,998,544	0.77
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	-	55,371	5,070.15	280,739,268	4,668.68	258,509,369	0.74
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	106,790	2,875.89	307,116,076	2,302.16	245,847,986	0.71
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	17,554	9,349.61	164,122,979	12,782.00	224,375,228	0.65
ブラジル	株式	VALE SA	素材	110,288	2,526.90	278,686,355	1,954.44	215,551,106	0.62
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	400,800	467.21	187,255,830	526.74	211,116,670	0.61
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	205,000	889.65	182,378,983	924.08	189,435,375	0.55
ケイマン諸島	株式	JD.COM INC-CLASS A	一般消費財・サービス流通・小売り	75,985	3,687.91	280,226,063	2,458.65	186,820,520	0.54

ケイマン諸島	株式	BAIDU INC-CLASS A	メディア・娯楽	73,200	1,920.64	140,590,573	2,490.10	182,275,320	0.53
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	63,900	2,064.15	131,899,447	2,823.10	180,396,090	0.52
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	26,456	6,050.99	160,085,083	6,655.00	176,064,680	0.51
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	29,410	6,042.60	177,712,920	5,723.50	168,328,164	0.48
ケイマン諸島	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	16,379	11,549.23	189,164,777	9,989.81	163,623,114	0.47
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	電気通信サービス	1,025,500	158.72	162,769,083	159.21	163,265,670	0.47
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	6,368	19,983.08	127,252,234	25,593.96	162,982,347	0.47
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	49,000	3,288.25	161,124,304	3,244.33	158,972,385	0.46
インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	1,768,300	87.20	154,187,061	88.76	156,945,466	0.45
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	2,534,000	51.40	130,235,574	57.91	146,731,270	0.42

□ 種別・業種別投資比率

2023年6月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（外国）	エネルギー	3.99
	素材	5.74
	資本財	3.06
	商業・専門サービス	0.04
	運輸	1.71
	自動車・自動車部品	3.07
	耐久消費財・アパレル	1.20
	消費者サービス	2.35
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.85
	生活必需品流通・小売り	1.38
	食品・飲料・タバコ	2.44
	家庭用品・パーソナル用品	0.74
	ヘルスケア機器・サービス	0.76
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.07

	銀行	10.38
	金融サービス	2.67
	保険	2.31
	ソフトウェア・サービス	1.90
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.85
	半導体・半導体製造装置	8.48
	電気通信サービス	2.08
	公益事業	1.99
	メディア・娯楽	5.88
	不動産管理・開発	1.11
投資信託受益証券	-	4.37
投資証券	-	7.21
合計		89.63

投資不動産物件

エマージング株式インデックス・マザーファンド
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2023年6月30日現在

種類	国/ 地域	取引 所等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	アメ リカ	I C E - U S	M S C I E M G M K T S E P 2 3 2023年9月	買建	498	アメ リカ・ド ル	25,370,308.00	3,678,440,956	24,658,470.00	3,575,231,565	10.30

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2023年6月30日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	381,880.63	54,900,000	55,343,744	0.16

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

基準日:2023年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
2019年12月	0円
2018年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・DC新興国株式インデックスファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	100.03

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■エマージング株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	ケイマン諸島	14.89
	台湾	13.74
	インド	13.10
	韓国	11.01
	その他	25.31
投資証券	アメリカ	6.41
	その他	0.80
投資信託受益証券	香港	4.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10.38
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 10.30%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	6.10
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	—	4.37
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	—	3.75
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	3.56
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.53
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	2.33
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	1.27
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	—	1.15
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	1.09
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	0.83

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース))は、米ドルベースのMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)を委託会社が円換算したものです。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ)ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

- (ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
- なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。
- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
- 販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- (ニ) 申込不可日
- 上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。
- ・ニューヨークの取引所の休業日
 - ・ロンドンの取引所の休業日
 - ・香港の取引所の休業日
- (ホ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
- ロ 申込価額
- 取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
- ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
- ハ 申込手数料
- ありません。
- ニ 申込単位
- お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。
- ホ 照会先
- 手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。
- | 照会先の名称 | コールセンター | ホームページ |
|----------------------|--------------|---|
| 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |
- お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。
- ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所
- 販売会社において申込み・払込みを取り扱います。
- ト 払込期日
- 取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
- 各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ロンドンの取引所の休業日
- ・香港の取引所の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

□ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「DC新興国株」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2011年4月18日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、

当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任しません。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

八 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期(2021年12月1日から2022年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・DC新興国株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第11期 (2021年11月30日現在)	第12期 (2022年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	387,017	851,882
コール・ローン	11,414,407	5,256,185
親投資信託受益証券	4,247,722,940	4,879,017,320
未収入金	-	4,753,066
流動資産合計	4,259,524,364	4,889,878,453
資産合計		
	4,259,524,364	4,889,878,453
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,794,680	10,857,247
未払受託者報酬	699,217	782,116
未払委託者報酬	7,225,316	8,082,388
その他未払費用	163,122	182,446
流動負債合計	19,882,335	19,904,197
負債合計		
	19,882,335	19,904,197
純資産の部		
元本等		
元本	2,711,882,572	3,177,328,263
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,527,759,457	1,692,645,993
(分配準備積立金)	492,314,170	513,443,261
元本等合計	4,239,642,029	4,869,974,256
純資産合計		
	4,239,642,029	4,869,974,256
負債純資産合計		
	4,259,524,364	4,889,878,453

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期		第12期	
	自	2020年12月 1日 至 2021年11月30日	自	2021年12月 1日 至 2022年11月30日
営業収益				
受取利息		8		127
有価証券売買等損益		257,610,268		70,713,142
営業収益合計		257,610,276		70,713,015
営業費用				
支払利息		7,521		2,886
受託者報酬		1,277,639		1,512,690
委託者報酬		13,202,284		15,632,124
その他費用		299,152		352,931
営業費用合計		14,786,596		17,500,631
営業利益又は営業損失（ ）		242,823,680		88,213,646
経常利益又は経常損失（ ）		242,823,680		88,213,646
当期純利益又は当期純損失（ ）		242,823,680		88,213,646
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		78,139,130		3,426,516
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		908,097,846		1,527,759,457
剰余金増加額又は欠損金減少額		727,762,985		520,189,650
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		727,762,985		520,189,650
剰余金減少額又は欠損金増加額		272,785,924		270,515,984
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		272,785,924		270,515,984
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,527,759,457		1,692,645,993

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第12期
	自 2021年12月1日 至 2022年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期	第12期
	(2021年11月30日現在)	(2022年11月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,711,882,572口	3,177,328,263口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5634円 (1万口当たりの純資産額15,634円)	1口当たり純資産額 1.5327円 (1万口当たりの純資産額15,327円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第11期	第12期
	自 2020年12月1日 至 2021年11月30日	自 2021年12月1日 至 2022年11月30日
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(54,985,308円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(109,699,242円)、収益調整金(1,433,775,463円)、および分配準備積立金(327,629,620円)より、分配対象収益は1,926,089,633円(1万口当たり7,102.41円)であります。分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(95,447,955円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,841,357,203円)、および分配準備積立金(417,995,306円)より、分配対象収益は2,354,800,464円(1万口当たり7,411.26円)であります。分配を行っておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第12期 自 2021年12月1日 至 2022年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 (2022年11月30日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第11期（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	250,691,574円
合計	250,691,574円

第12期(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	70,783,100円
合計	70,783,100円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2021年12月1日 至 2022年11月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第11期	第12期
	(2021年11月30日現在)	(2022年11月30日現在)
期首元本額	2,110,199,845円	2,711,882,572円
期中追加設定元本額	1,186,712,595円	945,862,313円
期中一部解約元本額	585,029,868円	480,416,622円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	エマージング株式インデックス・マ ザーファンド	2,960,029,922	4,879,017,320	
	親投資信託受益証券 小計		4,879,017,320	
合 計			4,879,017,320	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友・DC新興国株式インデックスファンドは、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2021年11月30日現在)	(2022年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	526,830,782	3,890,895,302
金銭信託	148,804,249	31,231,738
コール・ローン	4,388,726,863	192,702,578
株式	9,917,488,534	18,551,125,070
新株予約権証券	15,618	-
投資信託受益証券	609,236,472	1,080,935,590
投資証券	1,160,702,755	1,751,546,641
派生商品評価勘定	95,588,547	150,967,660
未収入金	81,341	-
未収配当金	6,023,917	34,213,350
差入委託証拠金	1,095,136,406	977,033,005
流動資産合計	17,948,635,484	26,660,650,934
資産合計	17,948,635,484	26,660,650,934
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	399,979,043	83,196,904
未払解約金	-	26,843,066
その他未払費用	19,220	543
流動負債合計	399,998,263	110,040,513
負債合計	399,998,263	110,040,513
純資産の部		
元本等		
元本	10,481,267,749	16,108,126,428
剰余金		
剰余金又は欠損金()	7,067,369,472	10,442,483,993
元本等合計	17,548,637,221	26,550,610,421
純資産合計	17,548,637,221	26,550,610,421
負債純資産合計	17,948,635,484	26,660,650,934

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2021年12月1日 至 2022年11月30日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2021年11月30日現在）	（2022年11月30日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	10,481,267,749口	16,108,126,428口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6743円 （1万口当たりの純資産額16,743円）	1口当たり純資産額 1.6483円 （1万口当たりの純資産額16,483円）

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年12月1日 至 2022年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>

<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年11月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式、投資信託受益証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2021年11月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCIE 2112	6,380,573,149	-	5,988,815,825	391,757,324
	小計	6,380,573,149	-	5,988,815,825	391,757,324
合計		6,380,573,149	-	5,988,815,825	391,757,324

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	7,983,376,975	-	8,071,411,706	88,034,731
	小計	7,983,376,975	-	8,071,411,706	88,034,731
	売建				
	アメリカ・ドル	3,329,000,000	-	3,329,667,903	667,903
	小計	3,329,000,000	-	3,329,667,903	667,903
合計		11,312,376,975	-	11,401,079,609	87,366,828

(2022年11月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
	株価指数先物取引 買建				

市場取引	MSCI EMGMKT DEC22	5,203,165,884	-	5,271,112,198	67,946,314
	小計	5,203,165,884	-	5,271,112,198	67,946,314
合 計		5,203,165,884	-	5,271,112,198	67,946,314

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	262,300,000	-	262,124,442	175,558
	小計	262,300,000	-	262,124,442	175,558
合 計		262,300,000	-	262,124,442	175,558

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2021年12月1日 至 2022年11月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2021年11月30日現在)	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	7,247,902,983円

同期中における追加設定元本額	5,311,760,117円
同期中における一部解約元本額	2,078,395,351円
2021年11月30日現在の元本の内訳	
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	5,579,019,461円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	2,537,014,239円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	281,123,454円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	347,001,173円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	231,807,511円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	25,823,557円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	75,281,661円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	55,223,465円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	223,853,475円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	174,716,658円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	286,040,332円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	64,850,516円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,488,528円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)	188,448,982円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)	358,795,181円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	1,807,891円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	46,971,665円
合計	10,481,267,749円

(2022年11月30日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,481,267,749円
同期中における追加設定元本額	7,656,711,181円
同期中における一部解約元本額	2,029,852,502円
2022年11月30日現在の元本の内訳	
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	8,414,992,973円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	2,960,029,922円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	183,852,090円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	291,047,771円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	194,328,149円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	40,006,969円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	100,172,461円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	75,036,325円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	334,887,158円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	274,169,234円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	448,887,023円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	103,796,383円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,268,543円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)	706,099,778円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)	1,907,693,075円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	13,672,741円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	54,185,833円
合計	16,108,126,428円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	26,200	1.500	39,300.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	4,068	8.010	32,584.68	
	SOUTHERN COPPER CORP	2,096	59.330	124,355.68	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC-ADR	10,416	24.050	250,504.80	
	LI AUTO INC - ADR	13,478	18.530	249,747.34	
	NIO INC - ADR	33,895	10.500	355,897.50	
	XPENG INC - ADR	10,439	7.340	76,622.26	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	4,760	36.060	171,645.60	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	11,121	5.770	64,168.17	
	TRIP.COM GROUP LTD-ADR	13,447	29.200	392,652.40	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	10,389	53.430	555,084.27	
	PINDUODUO INC-ADR	12,466	78.430	977,708.38	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	10,692	10.090	107,882.28	
	RLX TECHNOLOGY INC-ADR	10,343	2.180	22,547.74	
	BEIGENE LTD-ADR	1,163	179.860	209,177.18	
	HUTCHMED CHINA-ADR	1,444	12.970	18,728.68	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	1,201	48.510	58,260.51	
	ZAI LAB LTD-ADR	2,172	33.690	73,174.68	
	CREDICORP LTD	1,764	146.930	259,184.52	
	360 DIGITECH INC	2,669	14.560	38,860.64	
	LUFAX HOLDING LTD-ADR	18,837	1.610	30,327.57	
	KE HOLDINGS INC-ADR	16,424	15.110	248,166.64	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	27,780	0.808	22,446.24	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	12,430	3.072	38,184.96	
	DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	1,469	50.760	74,566.44	
	AUTOHOME INC-ADR	2,090	28.140	58,812.60	
	IQIYI INC-ADR	7,166	2.700	19,348.20	
JOYY INC-ADR	1,164	29.910	34,815.24		
KANZHUN LTD - ADR	4,491	16.470	73,966.77		
TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	19,174	6.600	126,548.40		
WEIBO CORP-SPON ADR	1,472	14.740	21,697.28		
アメリカ・ドル小計		296,720		4,826,967.65 (670,320,998)	
香港・ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	51,000	6.960	354,960.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	38,000	9.710	368,980.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	646,000	3.580	2,312,680.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	83,500	23.100	1,928,850.00	
	CHINA SUNTIEN GREEN ENERGY-H	29,000	3.360	97,440.00	

PETROCHINA CO LTD-H	520,000	3.480	1,809,600.00	
YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	38,000	24.650	936,700.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	72,000	3.220	231,840.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	32,500	28.000	910,000.00	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	47,000	7.080	332,760.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	104,000	6.790	706,160.00	
CHINA RESOURCES CEMENT	52,000	4.170	216,840.00	
CMOC GROUP LTD-H	66,000	3.530	232,980.00	
DONGYUE GROUP	43,000	8.360	359,480.00	
GANFENG LITHIUM GROUP CO L-H	8,400	63.700	535,080.00	
JIANGXI COPPER CO LTD-H	20,000	11.040	220,800.00	
MMG LTD	80,000	2.030	162,400.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	37,000	5.850	216,450.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	14,250	14.740	210,045.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	33,000	8.490	280,170.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	142,000	10.000	1,420,000.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	51,000	3.550	181,050.00	
BOC AVIATION LTD	6,100	58.350	355,935.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	54,000	2.610	140,940.00	
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	44,500	17.380	773,410.00	
CHINA LESSO GROUP HOLDINGS L	23,000	9.230	212,290.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	104,000	4.310	448,240.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	42,000	9.020	378,840.00	
CITIC LTD	143,000	7.790	1,113,970.00	
CRRC CORP LTD - H	85,000	3.100	263,500.00	
FOSUN INTERNATIONAL LTD	72,000	5.810	418,320.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	13,000	18.840	244,920.00	
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	19,000	8.090	153,710.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	10,000	9.700	97,000.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	46,000	9.830	452,180.00	
XINJIANG GOLDWIND SCI&TEC-H	16,218	8.390	136,069.02	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	13,500	35.050	473,175.00	
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY - H	29,800	3.750	111,750.00	
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT	77,000	3.350	257,950.00	
AIR CHINA LTD-H	56,000	5.950	333,200.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	44,000	4.700	206,800.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	38,140	11.200	427,168.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	40,000	4.400	176,000.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	78,400	7.960	624,064.00	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	38,000	5.880	223,440.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	22,000	6.370	140,140.00	
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	3,000	138.400	415,200.00	
SHENZHEN INTL HOLDINGS	27,000	7.050	190,350.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	32,000	5.770	184,640.00	

BYD CO LTD-H	20,500	182.000	3,731,000.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	70,000	4.150	290,500.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	16,800	33.350	560,280.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	148,000	10.260	1,518,480.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	81,500	10.340	842,710.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	81,200	5.300	430,360.00	
MINTH GROUP LTD	22,000	19.800	435,600.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	34,000	13.600	462,400.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	30,800	87.650	2,699,620.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	72,000	3.570	257,040.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	56,600	25.400	1,437,640.00	
LI NING CO LTD	58,000	57.900	3,358,200.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	20,400	66.900	1,364,760.00	
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	33,000	8.490	280,170.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	31,000	16.560	513,360.00	
JIUMAOJIU INTERNATIONAL HOLD	16,000	17.460	279,360.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	37,500	20.750	778,125.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	25,600	15.360	393,216.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	374,600	78.750	29,499,750.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	100,000	6.100	610,000.00	
CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS	12,000	14.280	171,360.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	27,500	66.000	1,815,000.00	
JD.COM INC - CL A	53,435	210.800	11,264,098.00	
MEITUAN-CLASS B	108,900	155.400	16,923,060.00	
PING AN HEALTHCARE AND TECHN	13,500	18.580	250,830.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	11,800	15.360	181,248.00	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	49,000	4.660	228,340.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	16,500	37.650	621,225.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	2,700	111.390	300,753.00	
CHINA FEIHE LTD	98,000	5.750	563,500.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	80,000	33.050	2,644,000.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	42,000	51.550	2,165,100.00	
DALI FOODS GROUP CO LTD	51,000	3.360	171,360.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	44,800	43.600	1,953,280.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	44,000	11.440	503,360.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	48,000	12.400	595,200.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	16,000	70.400	1,126,400.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	28,000	6.700	187,600.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	129,000	5.170	666,930.00	
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING	9,000	21.050	189,450.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	15,000	34.400	516,000.00	
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	9,000	19.440	174,960.00	
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS C	8,400	47.700	400,680.00	
JINXIN FERTILITY GROUP LTD	49,500	6.240	308,880.00	

MICROPORT SCIENTIFIC CORP	15,700	18.120	284,484.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	67,200	11.140	748,608.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	16,600	12.900	214,140.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	33,200	17.860	592,952.00	
3SBIO INC	30,500	8.110	247,355.00	
CANSINO BIOLOGICS INC-H	2,600	103.500	269,100.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	27,000	10.300	278,100.00	
CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	86,000	3.750	322,500.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	228,800	9.790	2,239,952.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	30,000	19.140	574,200.00	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-H	2,500	72.000	180,000.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	34,000	14.500	493,000.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	23,000	30.050	691,150.00	
PHARMARON BEIJING CO LTD-H	5,100	43.500	221,850.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	10,500	25.500	267,750.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	271,000	4.510	1,222,210.00	
WUXI APPTTEC CO LTD-H	8,711	74.150	645,920.65	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	88,500	48.950	4,332,075.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	744,000	2.570	1,912,080.00	
BANK OF CHINA LTD-H	1,981,000	2.760	5,467,560.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	216,000	4.440	959,040.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	220,000	3.420	752,400.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	2,379,000	4.720	11,228,880.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	77,000	2.350	180,950.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	98,000	38.300	3,753,400.00	
CHINA MINSHENG BANKING COR-H	131,100	2.630	344,793.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	1,406,000	3.880	5,455,280.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	196,000	4.690	919,240.00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	188,000	0.980	184,240.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	86,500	3.780	326,970.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	32,000	14.260	456,320.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	48,000	15.180	728,640.00	
FAR EAST HORIZON LTD	28,000	6.100	170,800.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	27,200	11.060	300,832.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	60,800	4.680	284,544.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	32,400	8.950	289,980.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	189,000	11.640	2,199,960.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	65,000	17.460	1,134,900.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	35,400	7.480	264,792.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	21,700	17.640	382,788.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	174,000	2.600	452,400.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	170,000	7.830	1,331,100.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	157,500	47.250	7,441,875.00	
ZHONGAN ONLINE P&C INSURAN-H	14,900	19.000	283,100.00	

A-LIVING SMART CITY SERVICES	18,250	9.240	168,630.00	
CHINA EVERGRANDE GROUP	66,000	1.400	92,400.00	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP	96,000	1.860	178,560.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	94,500	21.350	2,017,575.00	
CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	30,000	8.850	265,500.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	80,000	35.750	2,860,000.00	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	15,800	36.000	568,800.00	
CHINA VANKE CO LTD-H	39,200	16.560	649,152.00	
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	104,000	1.250	130,000.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	170,000	3.050	518,500.00	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	54,000	19.300	1,042,200.00	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	22,500	13.060	293,850.00	
GREENTOWN SERVICE GROUP CO L	34,000	5.360	182,240.00	
HOPSON DEVELOPMENT HOLDINGS	13,310	9.490	126,311.90	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	47,500	23.100	1,097,250.00	
SEAZEN GROUP LTD	32,000	3.800	121,600.00	
SHIMAO GROUP HOLDINGS LTD	18,500	3.650	67,525.00	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	53,000	3.800	201,400.00	
WHARF HOLDINGS LTD	30,000	22.350	670,500.00	
YUEXIU PROPERTY CO LTD	29,600	9.800	290,080.00	
CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	66,000	6.250	412,500.00	
GDS HOLDINGS LTD-CL A	23,900	12.980	310,222.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	68,000	12.720	864,960.00	
MING YUAN CLOUD GROUP HOLDIN	12,000	6.070	72,840.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	21,000	14.260	299,460.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	13,500	17.880	241,380.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	13,000	24.550	319,150.00	
KINGBOARD HOLDINGS LTD	13,500	24.000	324,000.00	
KINGBOARD LAMINATES HLDG LTD	21,000	7.700	161,700.00	
LENOVO GROUP LTD	178,000	6.440	1,146,320.00	
SUNNY OPTICAL TECH	18,200	90.050	1,638,910.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	377,000	9.970	3,758,690.00	
ZTE CORP-H	16,600	16.360	271,576.00	
FLAT GLASS GROUP CO LTD-H	9,000	19.220	172,980.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	14,000	26.600	372,400.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	120,000	8.890	1,066,800.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	1,108,000	0.820	908,560.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	10,500	23.900	250,950.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	100,000	1.940	194,000.00	
CGN POWER CO LTD-H	229,000	1.850	423,650.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	79,600	9.250	736,300.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	87,000	9.310	809,970.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	148,000	2.920	432,160.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	24,900	26.550	661,095.00	

	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	52,000	14.380	747,760.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	20,000	105.700	2,114,000.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	62,000	7.080	438,960.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	114,000	3.700	421,800.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	106,000	5.730	607,380.00	
	ALIBABA PICTURES GROUP LTD	260,000	0.435	113,100.00	
	BAIDU INC-CLASS A	54,350	98.150	5,334,452.50	
	BILIBILI INC-CLASS Z	4,880	108.600	529,968.00	
	CHINA LITERATURE LTD	12,200	27.000	329,400.00	
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	96,000	1.600	153,600.00	
	KINGSOFT CORP LTD	20,200	23.600	476,720.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	43,100	54.800	2,361,880.00	
	NETEASE INC	51,100	109.700	5,605,670.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	154,200	285.800	44,070,360.00	
	香港・ドル小計	20,310,144		268,373,559.07 (4,771,681,880)	
台湾・ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	24,000	84.500	2,028,000.00	
	ASIA CEMENT CORP	57,000	41.050	2,339,850.00	
	CHINA STEEL CORP	299,000	28.700	8,581,300.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	87,000	74.000	6,438,000.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	105,000	88.900	9,334,500.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	121,000	76.700	9,280,700.00	
	TAIWAN CEMENT	149,676	33.550	5,021,629.80	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	3,000	909.000	2,727,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	79,000	32.150	2,539,850.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	2,000	1,600.000	3,200,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	55,000	45.450	2,499,750.00	
	CHINA AIRLINES LTD	63,000	18.150	1,143,450.00	
	EVA AIRWAYS CORP	59,000	28.300	1,669,700.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	25,096	161.000	4,040,456.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	41,000	28.400	1,164,400.00	
	WAN HAI LINES LTD	14,605	74.700	1,090,993.50	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	43,000	65.100	2,799,300.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	44,000	34.550	1,520,200.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	4,000	450.000	1,800,000.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	10,640	190.000	2,021,600.00	
	GIANT MANUFACTURING	7,000	231.000	1,617,000.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	4,000	291.500	1,166,000.00	
	POU CHEN	54,000	32.300	1,744,200.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	7,000	639.000	4,473,000.00	
	MOMO.COM INC	1,200	602.000	722,400.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	13,000	268.500	3,490,500.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	119,000	65.800	7,830,200.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	99,741	17.250	1,720,532.25	

CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	443,000	22.850	10,122,550.00	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	324,669	24.500	7,954,390.50	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	261,147	26.200	6,842,051.40	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	218,970	22.350	4,893,979.50	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	281,700	31.500	8,873,550.00	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	252,737	17.750	4,486,081.75	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	265,647	15.000	3,984,705.00	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	242,108	26.500	6,415,862.00	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	88,299	47.800	4,220,692.20	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	33,836	192.500	6,513,430.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	246,284	22.500	5,541,390.00	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	200,000	43.450	8,690,000.00	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	381,196	13.200	5,031,787.20	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	187,950	59.600	11,201,820.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	323,432	8.850	2,862,373.20	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	36,270	45.900	1,664,793.00	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	12,000	268.000	3,216,000.00	
ACER INC	61,000	24.600	1,500,600.00	
ADVANTECH CO LTD	11,299	319.500	3,610,030.50	
ASUSTEK COMPUTER INC	17,000	267.000	4,539,000.00	
AUO CORP	161,600	16.150	2,609,840.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	18,000	181.000	3,258,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	88,000	21.500	1,892,000.00	
DELTA ELECTRONICS INC	48,000	298.000	14,304,000.00	
E INK HOLDINGS INC	22,000	177.000	3,894,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	307,800	100.000	30,780,000.00	
INNOLUX CORP	242,540	12.350	2,995,369.00	
INVENTEC CORP	72,000	24.700	1,778,400.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	2,480	2,270.000	5,629,600.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	49,000	65.600	3,214,400.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	14,000	122.000	1,708,000.00	
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	6,000	267.000	1,602,000.00	
PEGATRON CORP	53,000	61.500	3,259,500.00	
QUANTA COMPUTER INC	70,000	71.500	5,005,000.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	28,000	57.600	1,612,800.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	31,000	151.000	4,681,000.00	
WIWYNN CORP	2,000	868.000	1,736,000.00	
WPG HOLDINGS LTD	33,520	47.250	1,583,820.00	
YAGEO CORPORATION	8,912	438.000	3,903,456.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	14,000	119.000	1,666,000.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	83,000	95.400	7,918,200.00	
ASMEDIA TECHNOLOGY INC	500	739.000	369,500.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	2,000	1,455.000	2,910,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	5,000	465.000	2,325,000.00	

	MEDIATEK INC	37,000	713.000	26,381,000.00	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	26,000	57.200	1,487,200.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	14,000	293.000	4,102,000.00	
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	2,000	782.000	1,564,000.00	
	POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	80,000	32.600	2,608,000.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	11,000	314.500	3,459,500.00	
	SILERGY CORP	8,800	467.000	4,109,600.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	608,000	487.000	296,096,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	292,000	44.650	13,037,800.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	19,000	83.300	1,582,700.00	
	WIN SEMICONDUCTORS CORP	6,000	155.000	930,000.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	61,000	21.250	1,296,250.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	96,000	112.000	10,752,000.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	36,000	66.700	2,401,200.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	43,000	94.000	4,042,000.00	
	台湾・ドル小計	8,181,654		690,654,732.80 (3,101,177,881)	
エジプト・ポンド	EASTERN CO SAE	13,558	13.900	188,456.20	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	55,939	39.840	2,228,609.76	
	EFG-HERMES HOLDING SAE	15,925	14.270	227,249.75	
	エジプト・ポンド小計	85,422		2,644,315.71 (14,940,119)	
トルコ・リラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	2,650	485.000	1,285,250.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	38,881	41.860	1,627,558.66	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	19,291	46.760	902,047.16	
	KOC HOLDING AS	15,538	70.800	1,100,090.40	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	39,792	38.780	1,543,133.76	
	TURK HAVA YOLLARI AO	13,066	120.500	1,574,453.00	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	1,688	442.800	747,446.40	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	12,175	134.400	1,636,320.00	
	AKBANK T.A.S.	70,766	17.660	1,249,727.56	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	27,103	40.580	1,099,839.74	
	TURKIYE IS BANKASI-C	86,259	10.290	887,605.11	
TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	27,080	34.200	926,136.00		
	トルコ・リラ小計	354,289		14,579,607.79 (108,613,704)	
メキシコ・ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	77,000	72.190	5,558,630.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	3,095	257.700	797,581.50	
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	20,300	37.020	751,506.00	
	ALFA S.A.B.-A	83,900	13.250	1,111,675.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	11,100	82.640	917,304.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	8,900	299.580	2,666,262.00	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	4,780	457.900	2,188,762.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	5,105	167.840	856,823.20	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	131,500	72.380	9,517,970.00	

	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	10,900	160.880	1,753,592.00	
	GRUMA S.A.B.-B	5,050	231.610	1,169,630.50	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	32,900	81.680	2,687,272.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	31,900	32.670	1,042,173.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	65,300	149.640	9,771,492.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	53,100	35.660	1,893,546.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	697,100	18.640	12,993,944.00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	30,400	21.560	655,424.00	
	SITIOS LATINOAMERICA SAB DE	34,855	8.180	285,113.90	
	メキシコ・ペソ小計	1,307,185		56,618,701.10 (408,911,583)	
フィリピン・ペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	42,090	60.000	2,525,400.00	
	AYALA CORPORATION	6,750	696.000	4,698,000.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	1,310	439.000	575,090.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	82,562	49.100	4,053,794.20	
	SM INVESTMENTS CORP	5,405	939.000	5,075,295.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	23,130	205.000	4,741,650.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	12,830	245.000	3,143,350.00	
	MONDE NISSIN CORP	155,700	12.640	1,968,048.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	17,230	133.000	2,291,590.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	49,227	105.900	5,213,139.30	
	BDO UNIBANK INC	52,070	130.100	6,774,307.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	38,980	57.300	2,233,554.00	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	110,900	3.460	383,714.00	
	AYALA LAND INC	198,000	31.500	6,237,000.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	284,800	36.400	10,366,720.00	
	CONVERGE INFORMATION AND COM	47,400	15.460	732,804.00	
	GLOBE TELECOM INC	620	2,300.000	1,426,000.00	
	PLDT INC	2,005	1,752.000	3,512,760.00	
ACEN CORP	141,680	7.110	1,007,344.80		
MANILA ELECTRIC COMPANY	5,120	280.000	1,433,600.00		
	フィリピン・ペソ小計	1,277,809		68,393,160.30 (167,795,778)	
チリ・ペソ	EMPRESAS COPEC SA	10,529	6,035.000	63,542,515.00	
	EMPRESAS CMPC SA	22,543	1,473.900	33,226,127.70	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	3,601	86,250.000	310,586,250.00	
	CIA SUD AMERICANA DE VAPORES	374,056	70.000	26,183,920.00	
	FALABELLA SA	15,911	1,555.000	24,741,605.00	
	CENCOSUD SA	40,071	1,310.100	52,497,017.10	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	1,586	5,500.000	8,723,000.00	
	BANCO DE CHILE	1,024,325	83.650	85,684,786.25	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	1,084	24,510.000	26,568,840.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	1,825,075	34.250	62,508,818.75	
	ENEL AMERICAS SA	600,505	119.000	71,460,095.00	

	ENEL CHILE SA	364,877	40.500	14,777,518.50	
	チリ・ペソ小計	4,284,163		780,500,493.30 (119,894,242)	
コロンビア・ペソ	ECOPETROL SA	134,524	2,475.000	332,946,900.00	
	BANCOLOMBIA SA	5,994	40,700.000	243,955,800.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	12,217	30,990.000	378,604,830.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	8,110	19,080.000	154,738,800.00	
	コロンビア・ペソ小計	160,845		1,110,246,330.00 (32,032,827)	
インド・ルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	21,390	339.050	7,252,279.50	
	COAL INDIA LTD	37,979	227.200	8,628,828.80	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	15,734	238.500	3,752,559.00	
	INDIAN OIL CORP LTD	66,526	75.300	5,009,407.80	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	62,021	140.250	8,698,445.25	
	PETRONET LNG LTD	18,486	211.850	3,916,259.10	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	75,244	2,712.200	204,076,776.80	
	ACC LTD	1,628	2,514.050	4,092,873.40	
	AMBUJA CEMENTS LTD	16,248	564.950	9,179,307.60	
	ASIAN PAINTS LTD	9,511	3,135.050	29,817,460.55	
	BERGER PAINTS INDIA LTD	6,933	612.200	4,244,382.60	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	6,476	1,719.150	11,133,215.40	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	34,596	435.950	15,082,126.20	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	8,561	515.000	4,408,915.00	
	JSW STEEL LTD	18,789	732.550	13,763,881.95	
	PI INDUSTRIES LTD	1,869	3,375.000	6,307,875.00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	3,991	2,727.950	10,887,248.45	
	SHREE CEMENT LTD	295	23,218.350	6,849,413.25	
	SRF LTD	3,336	2,320.950	7,742,689.20	
	TATA STEEL LTD	180,637	106.100	19,165,585.70	
	ULTRATECH CEMENT LTD	2,491	6,928.900	17,259,889.90	
	UPL LTD	12,873	774.850	9,974,644.05	
	VEDANTA LTD	15,567	301.850	4,698,898.95	
	ADANI ENTERPRISES LTD	7,025	3,878.400	27,245,760.00	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	90,096	106.150	9,563,690.40	
	HAVELLS INDIA LTD	5,714	1,234.850	7,055,932.90	
	LARSEN & TOUBRO LTD	17,309	2,050.550	35,492,969.95	
	SIEMENS LTD	1,495	2,778.700	4,154,156.50	
	INDIAN RAILWAY CATERING & TO	6,819	723.000	4,930,137.00	
	ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	13,018	878.200	11,432,407.60	
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	6,593	759.650	5,008,372.45	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	2,035	1,911.350	3,889,597.25	
BAJAJ AUTO LTD	1,601	3,660.100	5,859,820.10		
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	1,906	2,035.000	3,878,710.00		
BHARAT FORGE LTD	5,374	848.750	4,561,182.50		

EICHER MOTORS LTD	3,370	3,416.100	11,512,257.00	
HERO MOTOCORP LTD	2,709	2,828.250	7,661,729.25	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	21,636	1,257.100	27,198,615.60	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	2,979	8,910.200	26,543,485.80	
MRF LTD	47	92,565.150	4,350,562.05	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	50,106	73.300	3,672,769.80	
TATA MOTORS LTD	40,931	433.150	17,729,262.65	
PAGE INDUSTRIES LTD	151	47,092.350	7,110,944.85	
TITAN CO LTD	8,754	2,613.750	22,880,767.50	
JUBILANT FOODWORKS LTD	9,393	546.050	5,129,047.65	
TRENT LTD	4,308	1,456.950	6,276,540.60	
ZOMATO LTD	58,211	63.550	3,699,309.05	
AVENUE SUPERMARTS LTD	3,992	3,965.100	15,828,679.20	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	2,672	4,285.350	11,450,455.20	
ITC LTD	72,909	342.300	24,956,750.70	
MARICO LTD	13,955	502.400	7,010,992.00	
NESTLE INDIA LTD	832	20,121.200	16,740,838.40	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	13,630	805.050	10,972,831.50	
UNITED SPIRITS LTD	7,165	907.450	6,501,879.25	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	2,569	1,602.600	4,117,079.40	
DABUR INDIA LTD	16,354	593.100	9,699,557.40	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	10,773	865.650	9,325,647.45	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	20,515	2,634.200	54,040,613.00	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	2,481	4,719.200	11,708,335.20	
AUROBINDO PHARMA LTD	6,499	466.600	3,032,433.40	
BIOCON LTD	10,292	282.100	2,903,373.20	
CIPLA LTD	11,934	1,121.150	13,379,804.10	
DIVI'S LABORATORIES LTD	3,272	3,372.700	11,035,474.40	
DR. REDDY'S LABORATORIES	2,872	4,453.350	12,790,021.20	
LUPIN LTD	4,861	751.450	3,652,798.45	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	23,658	1,049.850	24,837,351.30	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	2,503	1,635.000	4,092,405.00	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	3,304	627.350	2,072,764.40	
AXIS BANK LTD	56,886	892.550	50,773,599.30	
BANDHAN BANK LTD	13,522	234.150	3,166,176.30	
ICICI BANK LTD	127,560	946.750	120,767,430.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	13,704	1,925.550	26,387,737.20	
STATE BANK OF INDIA	44,000	608.550	26,776,200.00	
YES BANK LTD	277,899	17.050	4,738,177.95	
BAJAJ FINANCE LTD	6,716	6,734.150	45,226,551.40	
BAJAJ FINSERV LTD	9,410	1,632.000	15,357,120.00	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	10,122	714.750	7,234,699.50	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	42,746	2,665.250	113,928,776.50	
MUTHOOT FINANCE LTD	2,968	1,087.050	3,226,364.40	

SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	4,949	817.300	4,044,817.70		
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	4,668	1,270.300	5,929,760.40		
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	23,440	584.850	13,708,884.00		
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	5,930	1,175.700	6,971,901.00		
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	7,542	471.100	3,553,036.20		
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	11,098	1,258.400	13,965,723.20		
DLF LTD	15,255	392.550	5,988,350.25		
GODREJ PROPERTIES LTD	3,083	1,278.550	3,941,769.65		
HCL TECHNOLOGIES LTD	26,758	1,128.950	30,208,444.10		
INFOSYS LTD	83,406	1,629.050	135,872,544.30		
LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	2,246	4,912.150	11,032,688.90		
MPHASIS LTD	1,773	2,003.650	3,552,471.45		
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	22,550	3,397.350	76,610,242.50		
TATA ELXSI LTD	844	6,781.750	5,723,797.00		
TECH MAHINDRA LTD	14,379	1,074.550	15,450,954.45		
WIPRO LTD	33,678	405.150	13,644,641.70		
BHARTI AIRTEL LTD	55,035	835.850	46,001,004.75		
INDUS TOWERS LTD	16,890	199.450	3,368,710.50		
ADANI GREEN ENERGY LTD	7,809	2,012.050	15,712,098.45		
ADANI POWER LTD	19,015	324.700	6,174,170.50		
ADANI TOTAL GAS LTD	6,778	3,600.000	24,400,800.00		
ADANI TRANSMISSION LTD	7,036	2,782.700	19,579,077.20		
GAIL INDIA LTD	48,927	94.150	4,606,477.05		
INDRAPRASTHA GAS LTD	6,611	433.500	2,865,868.50		
NTPC LTD	95,615	170.150	16,268,892.25		
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	77,378	219.350	16,972,864.30		
TATA POWER CO LTD	35,446	223.450	7,920,408.70		
INFO EDGE INDIA LTD	1,749	3,961.150	6,928,051.35		
インド・ルピー小計	2,465,224		1,881,512,358.95 (3,217,386,134)		
インドネ シア・ル ピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK P	354,800	3,880.000	1,376,624,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	38,700	30,700.000	1,188,090,000.00	
	ADARO MINERALS INDONESIA TBK	171,600	1,640.000	281,424,000.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	128,000	1,965.000	251,520,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	626,800	810.000	507,708,000.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	57,500	9,750.000	560,625,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	325,161	4,110.000	1,336,411,710.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	91,200	7,600.000	693,120,000.00	
	VALE INDONESIA TBK	52,100	7,300.000	380,330,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	516,000	6,050.000	3,121,800,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	410,100	2,840.000	1,164,684,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	175,400	5,825.000	1,021,705,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	10,800	21,450.000	231,660,000.00	
INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	71,100	9,975.000	709,222,500.00		

	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	87,700	6,325.000	554,702,500.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	182,700	4,700.000	858,690,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	520,000	2,100.000	1,092,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	1,382,000	8,975.000	12,403,450,000.00	
	BANK JAGO TBK PT	102,500	4,690.000	480,725,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	460,200	10,325.000	4,751,565,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	183,900	9,375.000	1,724,062,500.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	1,709,100	4,850.000	8,289,135,000.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	516,500	1,145.000	591,392,500.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	1,229,700	3,980.000	4,894,206,000.00	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	118,900	2,300.000	273,470,000.00	
	インドネシア・ルピア小計	9,522,461		48,738,322,710.00 (433,771,072)	
ブラジ ル・レア ル	COSAN SA	29,988	17.270	517,892.76	
	PETRO RIO SA	17,400	35.280	613,872.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	91,700	29.380	2,694,146.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	117,400	25.380	2,979,612.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	17,600	13.740	241,824.00	
	BRASKEM SA-PREF A	4,000	29.200	116,800.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	14,600	14.350	209,510.00	
	GERDAU SA-PREF	29,900	31.020	927,498.00	
	SUZANO SA	19,315	53.310	1,029,682.65	
	VALE SA	98,688	84.440	8,333,214.72	
	WEG SA	41,360	37.710	1,559,685.60	
	CCR SA	32,700	11.750	384,225.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	18,930	60.420	1,143,750.60	
	RUMO SA	34,000	19.460	661,640.00	
	AMERICANAS SA	13,024	10.240	133,365.76	
	LOJAS RENNER S.A.	24,358	22.960	559,259.68	
	MAGAZINE LUIZA SA	74,900	3.360	251,664.00	
	VIBRA ENERGIA SA	28,680	16.360	469,204.80	
	ATACADAO SA	14,200	15.740	223,508.00	
	RAIA DROGASIL SA	24,200	22.470	543,774.00	
	AMBEV SA	116,500	15.760	1,836,040.00	
	BRF SA	15,000	10.010	150,150.00	
	JBS SA	18,400	22.460	413,264.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	22,100	11.510	254,371.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	114,419	5.190	593,834.61	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	9,900	30.230	299,277.00	
	HYPERA SA	10,100	44.410	448,541.00	
BANCO BRADESCO S.A.	39,481	13.340	526,676.54		
BANCO BRADESCO SA-PREF	133,536	15.510	2,071,143.36		
BANCO DO BRASIL S.A.	21,200	35.250	747,300.00		
ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	121,000	25.740	3,114,540.00		

	ITAUSA SA	125,805	8.790	1,105,825.95	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	153,600	12.550	1,927,680.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	17,300	30.890	534,397.00	
	TOTVS SA	12,900	29.210	376,809.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	11,300	38.440	434,372.00	
	TIM SA	18,200	13.120	238,784.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	26,805	46.520	1,246,968.60	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	5,700	49.040	279,528.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	34,299	11.410	391,351.59	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	9,300	59.840	556,512.00	
	CPFL ENERGIA SA	4,800	34.120	163,776.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	4,250	39.290	166,982.50	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	22,800	27.430	625,404.00	
	ブラジル・リアル小計	1,815,638		42,097,657.72 (1,105,985,454)	
チェコ・ コルナ	KOMERCNI BANKA AS	1,821	690.500	1,257,400.50	
	MONETA MONEY BANK AS	4,790	71.800	343,922.00	
	CEZ AS	4,177	804.500	3,360,396.50	
	チェコ・コルナ小計	10,788		4,961,719.00 (29,253,799)	
韓国・ ウォン	HD HYUNDAI	1,340	64,800.000	86,832,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	1,368	175,000.000	239,400,000.00	
	S-OIL CORP	1,213	86,800.000	105,288,400.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	2,623	52,200.000	136,920,600.00	
	HYUNDAI STEEL CO	1,821	33,550.000	61,094,550.00	
	KOREA ZINC CO LTD	227	633,000.000	143,691,000.00	
	KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	531	150,500.000	79,915,500.00	
	LG CHEM LTD	1,232	715,000.000	880,880,000.00	
	LG CHEM LTD-PREFERENCE	227	331,000.000	75,137,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORP	360	185,000.000	66,600,000.00	
	POSCO CHEMICAL CO LTD	641	222,500.000	142,622,500.00	
	POSCO HOLDINGS INC	1,934	293,500.000	567,629,000.00	
	SK CHEMICALS CO LTD	144	94,800.000	13,651,200.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	526	66,200.000	34,821,200.00	
	SKC CO LTD	496	109,500.000	54,312,000.00	
	CJ CORP	498	76,900.000	38,296,200.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	1,293	41,350.000	53,465,550.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	10,618	16,600.000	176,258,800.00	
	ECOPRO BM CO LTD	1,290	110,500.000	142,545,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	1,373	23,750.000	32,608,750.00	
GS HOLDINGS	1,178	46,550.000	54,835,900.00		
HYUNDAI ENGINEERING & CONST	1,849	40,600.000	75,069,400.00		
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO	448	114,000.000	51,072,000.00		
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	1,568	47,700.000	74,793,600.00		

KOREA SHIPBUILDING & OFFSHOR	1,158	76,700.000	88,818,600.00	
LG CORP	2,459	84,700.000	208,277,300.00	
LG ENERGY SOLUTION	600	567,000.000	340,200,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	2,163	121,000.000	261,723,000.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	4,316	24,550.000	105,957,800.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	14,496	5,160.000	74,799,360.00	
SK INC	961	215,500.000	207,095,500.00	
S-1 CORPORATION	219	64,200.000	14,059,800.00	
CJ LOGISTICS	235	92,500.000	21,737,500.00	
HMM CO LTD	7,125	21,850.000	155,681,250.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	524	172,500.000	90,390,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	4,701	25,200.000	118,465,200.00	
PAN OCEAN CO LTD	4,527	5,350.000	24,219,450.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,114	34,050.000	71,981,700.00	
HANON SYSTEMS	4,138	8,710.000	36,041,980.00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	1,515	208,500.000	315,877,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO	3,424	169,000.000	578,656,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	863	80,300.000	69,298,900.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	582	79,800.000	46,443,600.00	
KIA CORP	6,495	67,300.000	437,113,500.00	
COWAY CO LTD	1,284	55,500.000	71,262,000.00	
F&F CO LTD / NEW	502	149,500.000	75,049,000.00	
LG ELECTRONICS INC	2,622	93,800.000	245,943,600.00	
KANGWON LAND INC	2,078	24,600.000	51,118,800.00	
HOTEL SHILLA CO LTD	680	72,400.000	49,232,000.00	
LOTTE SHOPPING CO	172	84,100.000	14,465,200.00	
BGF RETAIL CO LTD	193	199,000.000	38,407,000.00	
E-MART INC	516	91,900.000	47,420,400.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	174	389,500.000	67,773,000.00	
KT&G CORP	2,707	96,700.000	261,766,900.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	694	116,000.000	80,504,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	808	130,000.000	105,040,000.00	
AMOREPACIFIC GROUP	473	33,000.000	15,609,000.00	
LG H&H	231	654,000.000	151,074,000.00	
LG H&H-PRF	35	282,500.000	9,887,500.00	
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	2,295	64,700.000	148,486,500.00	
HLB INC	2,599	32,500.000	84,467,500.00	
SD BIOSENSOR INC	604	32,950.000	19,901,800.00	
ALTEOGEN INC	882	37,850.000	33,383,700.00	
CELLTRION INC	2,486	176,500.000	438,779,000.00	
CELLTRION PHARM INC	347	66,400.000	23,040,800.00	
GREEN CROSS CORP	79	135,500.000	10,704,500.00	
HANMI PHARM CO LTD	171	256,500.000	43,861,500.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	452	885,000.000	400,020,000.00	

SEEGENE INC	713	33,200.000	23,671,600.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	657	73,000.000	47,961,000.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	550	80,700.000	44,385,000.00	
YUHAN CORP	1,226	57,400.000	70,372,400.00	
HANA FINANCIAL GROUP	7,294	43,750.000	319,112,500.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	5,467	11,050.000	60,410,350.00	
KAKAOBANK CORP	2,498	25,050.000	62,574,900.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	9,657	51,600.000	498,301,200.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	11,380	37,350.000	425,043,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	13,459	12,650.000	170,256,350.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	873	57,200.000	49,935,600.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	824	36,600.000	30,158,400.00	
MERITZ SECURITIES CO LTD	5,528	5,640.000	31,177,920.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	8,457	6,630.000	56,069,910.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	2,376	9,490.000	22,548,240.00	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	1,312	35,150.000	46,116,800.00	
DB INSURANCE CO LTD	912	61,300.000	55,905,600.00	
MERITZ FIRE & MARINE INSURAN	969	43,700.000	42,345,300.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	759	204,500.000	155,215,500.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	2,148	70,700.000	151,863,600.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	942	124,000.000	116,808,000.00	
ILJIN MATERIALS CO LTD	385	61,100.000	23,523,500.00	
L&F CO LTD	576	217,000.000	124,992,000.00	
LG DISPLAY CO LTD	4,881	14,500.000	70,774,500.00	
LG INNOTEK CO LTD	382	299,000.000	114,218,000.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	1,381	134,500.000	185,744,500.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	117,729	60,600.000	7,134,377,400.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	20,285	55,000.000	1,115,675,000.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	1,371	718,000.000	984,378,000.00	
SK HYNIX INC	13,459	83,700.000	1,126,518,300.00	
SK SQUARE CO LTD	2,713	36,650.000	99,431,450.00	
LG UPLUS CORP	4,555	11,950.000	54,432,250.00	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	5,778	20,250.000	117,004,500.00	
CHEIL WORLDWIDE INC	1,193	24,000.000	28,632,000.00	
CJ ENM CO LTD	144	89,400.000	12,873,600.00	
HYBE CO LTD	459	144,000.000	66,096,000.00	
KAKAO CORP	7,811	55,900.000	436,634,900.00	
KAKAO GAMES CORP	734	42,550.000	31,231,700.00	
KRAFTON INC	650	219,000.000	142,350,000.00	
NAVER CORP	3,280	182,500.000	598,600,000.00	
NCSOFT CORP	406	454,500.000	184,527,000.00	
NETMARBLE CORP	337	49,200.000	16,580,400.00	
PEARL ABYSS CORP	498	43,800.000	21,812,400.00	
韓国・ウォン小計	387,505		24,312,416,360.00	

(2,547,941,235)

マレーシア・リンギット	DIALOG GROUP BHD	90,500	2.230	201,815.00
	PETRONAS DAGANGAN BHD	7,300	22.400	163,520.00
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	63,200	8.520	538,464.00
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	82,100	4.800	394,080.00
	HAP SENG CONSOLIDATED	20,400	6.870	140,148.00
	SIME DARBY BERHAD	47,100	2.200	103,620.00
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	14,700	6.270	92,169.00
	MISC BHD	28,500	7.200	205,200.00
	GENTING BHD	60,200	4.430	266,686.00
	GENTING MALAYSIA BHD	73,100	2.660	194,446.00
	MR DIY GROUP M BHD	63,450	2.000	126,900.00
	IOI CORP BHD	70,600	3.880	273,928.00
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	8,600	21.140	181,804.00
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	1,500	130.400	195,600.00
	PPB GROUP BERHAD	13,340	16.220	216,374.80
	QL RESOURCES BHD	29,250	5.530	161,752.50
	SIME DARBY PLANTATION BHD	59,300	4.350	257,955.00
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	37,700	1.760	66,352.00
	IHH HEALTHCARE BHD	41,700	5.950	248,115.00
	TOP GLOVE CORP BHD	97,900	0.875	85,662.50
	AMMB HOLDINGS BHD	39,300	4.120	161,916.00
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	172,800	5.820	1,005,696.00
	HONG LEONG BANK BERHAD	16,000	20.880	334,080.00
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	5,700	19.000	108,300.00
	MALAYAN BANKING BHD	122,000	8.700	1,061,400.00
	PUBLIC BANK BERHAD	366,600	4.410	1,616,706.00
	RHB BANK BHD	28,900	5.670	163,863.00
INARI AMERTRON BHD	52,900	2.710	143,359.00	
AXIATA GROUP BERHAD	52,900	3.090	163,461.00	
DIGI.COM BHD	86,400	3.880	335,232.00	
MAXIS BHD	57,900	3.910	226,389.00	
TELEKOM MALAYSIA BHD	34,000	5.580	189,720.00	
PETRONAS GAS BHD	21,600	16.720	361,152.00	
TENAGA NASIONAL BHD	67,600	9.020	609,752.00	
マレーシア・リンギット小計		2,035,040		10,595,617.80 (326,235,893)
南アフリカ・ランド	EXXARO RESOURCES LTD	6,027	224.170	1,351,072.59
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	2,473	280.420	693,478.66
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	1,308	1,620.640	2,119,797.12
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	10,879	302.200	3,287,633.80
	GOLD FIELDS LTD	22,932	184.590	4,233,017.88
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	11,645	59.760	695,905.20
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	20,959	201.450	4,222,190.55

	KUMBA IRON ORE LTD	1,588	469.670	745,835.96	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	8,310	188.000	1,562,280.00	
	SASOL LTD	13,960	292.730	4,086,510.80	
	SIBANYE STILLWATER LTD	73,151	45.160	3,303,499.16	
	BIDVEST GROUP LTD	7,735	223.990	1,732,562.65	
	MR PRICE GROUP LTD	6,331	166.620	1,054,871.22	
	NASPERS LTD-N SHS	5,394	2,484.510	13,401,446.94	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	35,012	21.430	750,307.16	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	6,946	104.270	724,259.42	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	24,638	65.700	1,618,716.60	
	BID CORP LTD	8,268	328.260	2,714,053.68	
	CLICKS GROUP LTD	6,014	289.270	1,739,669.78	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	12,962	250.160	3,242,573.92	
	SPAR GROUP LIMITED/THE	4,180	137.000	572,660.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	9,393	142.750	1,340,850.75	
	ABSA GROUP LTD	19,853	202.180	4,013,879.54	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	2,146	1,982.500	4,254,445.00	
	NEDBANK GROUP LTD	11,348	225.010	2,553,413.48	
	STANDARD BANK GROUP LTD	33,094	177.970	5,889,739.18	
	FIRSTRAND LTD	124,451	65.040	8,094,293.04	
	REINET INVESTMENTS SCA	2,879	304.350	876,223.65	
	REMGRO LTD	13,046	142.200	1,855,141.20	
	DISCOVERY LTD	12,309	123.920	1,525,331.28	
	OLD MUTUAL LTD	116,070	10.940	1,269,805.80	
	SANLAM LTD	43,917	54.910	2,411,482.47	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	11,259	101.410	1,141,775.19	
	MTN GROUP LTD	42,837	135.950	5,823,690.15	
	VODACOM GROUP LTD	16,889	127.100	2,146,591.90	
	MULTICHOICE GROUP LTD	7,894	119.000	939,386.00	
	南アフリカ・ランド小計	758,097		97,988,391.72 (799,585,275)	
タイ・ パーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	34,300	188.500	6,465,550.00	
	PTT PCL-NVDR	252,400	33.250	8,392,300.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	24,800	55.500	1,376,400.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	35,700	41.750	1,490,475.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	61,700	48.250	2,977,025.00	
	SCG PACKAGING PCL-NVDR	27,300	55.750	1,521,975.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	19,200	340.000	6,528,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	105,600	74.500	7,867,200.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY-NVDR	221,600	9.300	2,060,880.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	229,500	8.250	1,893,375.00	
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	184,500	6.200	1,143,900.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	72,700	30.250	2,199,175.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	36,791	42.500	1,563,617.50	

	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	166,900	14.500	2,420,050.00	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	72,100	24.400	1,759,240.00	
	BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	19,000	33.500	636,500.00	
	CP ALL PCL-NVDR	148,700	63.500	9,442,450.00	
	CARABAO GROUP PCL-NVDR	5,400	94.500	510,300.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	106,800	23.700	2,531,160.00	
	OSOTSPA PCL-NVDR	38,500	28.000	1,078,000.00	
	THAI UNION GROUP PCL-NVDR	58,800	17.200	1,011,360.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	254,600	29.750	7,574,350.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	14,700	219.000	3,219,300.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	16,500	145.500	2,400,750.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	103,500	17.600	1,821,600.00	
	SCB X PCL-NVDR	23,400	105.000	2,457,000.00	
	BANGKOK COMMERCIAL ASSE-NVDR	43,300	15.500	671,150.00	
	JMT NETWORK SERVICES-NVDR	16,600	66.000	1,095,600.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	27,100	58.750	1,592,125.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	16,200	37.000	599,400.00	
	SRISAWAD CORP PCL-NVDR	11,800	45.250	533,950.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	46,300	69.500	3,217,850.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	176,900	9.450	1,671,705.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	7,700	656.000	5,051,200.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	29,300	190.000	5,567,000.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	27,000	73.750	1,991,250.00	
	TRUE CORP PCL-NVDR	259,200	4.540	1,176,768.00	
	B GRIMM POWER PCL-NVDR	20,900	37.000	773,300.00	
	ELECTRICITY GENERA PCL-NVDR	5,500	172.000	946,000.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	44,900	94.750	4,254,275.00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	14,800	69.500	1,028,600.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	78,100	52.000	4,061,200.00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	19,600	41.000	803,600.00	
	タイ・パーツ小計	3,180,191		117,376,905.50 (461,291,239)	
ポーランド・ズロチ	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	13,722	64.800	889,185.60	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	3,845	115.400	443,713.00	
	LPP SA	23	9,435.000	217,005.00	
	ALLEGRO.EU SA	10,674	23.100	246,569.40	
	DINO POLSKA SA	1,310	370.000	484,700.00	
	BANK PEKAO SA	3,856	83.880	323,441.28	
	MBANK SA	302	316.000	95,432.00	
	PKO BANK POLSKI SA	23,204	28.350	657,833.40	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	751	268.400	201,568.40	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	16,272	31.800	517,449.60	
	ORANGE POLSKA SA	15,737	6.922	108,931.51	
	PGE SA	19,508	6.380	124,461.04	

	CD PROJEKT SA	1,469	131.480	193,144.12	
	CYFROWY POLSAT SA	5,742	18.680	107,260.56	
ポーランド・ズロチ小計		116,415		4,610,694.91 (141,603,201)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	8,186	2,790.000	22,838,940.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	2,331	8,420.000	19,627,020.00	
	OTP BANK PLC	4,109	10,700.000	43,966,300.00	
ハンガリー・フォリント小計		14,626		86,432,260.00 (30,561,583)	
ユーロ	MYTILINEOS S.A.	2,326	17.890	41,612.14	
	FF GROUP	123	4.800	590.40	
	OPAP SA	4,784	13.160	62,957.44	
	JUMBO SA	2,851	14.970	42,679.47	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	53,592	1.030	55,199.76	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	64,000	1.077	68,928.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	13,389	3.760	50,342.64	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	5,406	14.780	79,900.68	
	PUBLIC POWER CORP	4,579	6.680	30,587.72	
ユーロ小計		151,050		432,798.25 (62,141,173)	
合計		56,715,266		18,551,125,070 (18,551,125,070)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	31銘柄	2.5%	3.6%
香港・ドル	株式	195銘柄	18.0%	25.7%
台湾・ドル	株式	87銘柄	11.7%	16.7%
エジプト・ポンド	株式	3銘柄	0.1%	0.1%
トルコ・リラ	株式	12銘柄	0.4%	0.6%
メキシコ・ペソ	株式	18銘柄	1.5%	2.2%
フィリピン・ペソ	株式	20銘柄	0.6%	0.9%
チリ・ペソ	株式	12銘柄	0.5%	0.6%
コロンビア・ペソ	株式	4銘柄	0.1%	0.2%
インド・ルピー	株式	107銘柄	12.1%	17.3%
インドネシア・ルピア	株式	25銘柄	1.6%	2.3%
ブラジル・リアル	株式	44銘柄	4.2%	6.0%
チェコ・コルナ	株式	3銘柄	0.1%	0.2%
韓国・ウォン	株式	111銘柄	9.6%	13.7%
マレーシア・リンギット	株式	34銘柄	1.2%	1.8%
南アフリカ・ランド	株式	36銘柄	3.0%	4.3%
タイ・バーツ	株式	43銘柄	1.7%	2.5%
ポーランド・ズロチ	株式	14銘柄	0.5%	0.8%
ハンガリー・フォリント	株式	3銘柄	0.1%	0.2%
ユーロ	株式	9銘柄	0.2%	0.3%

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	オフショア・人民元	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	1,403,800.00	55,674,708.00		
		オフショア・人民元小計	1,403,800.00	55,674,708.00 (1,080,935,590)		
投資信託受益証券合計				1,080,935,590 (1,080,935,590)		
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	37,235.00	1,311,975.22		
		ISHARES MSCI QATAR ETF	82,108.00	1,672,539.96		
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	166,080.00	6,505,353.60		
		ISHARES MSCI UAE ETF	130,807.00	2,001,347.10		
	アメリカ・ドル小計		416,230.00	11,491,215.88 (1,595,785,149)		
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	393,600.00	3,329,856.00		
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	12,945.00	1,673,529.60		
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	47,900.00	7,239,606.00		
		GRUPO TELEVISIA SAB-SER CPO	54,100.00	1,118,247.00		
		TRUST FIBRA UNO	66,400.00	1,594,264.00		
	メキシコ・ペソ小計		574,945.00	14,955,502.60 (108,011,631)		
	ブラジル・リアル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	29,100.00	729,246.00		
		BANCO SANTANDER BRASIL-UNIT	7,800.00	214,968.00		
		ENERGISA SA-UNITS	4,800.00	207,072.00		
		KLABIN SA - UNIT	17,500.00	350,000.00		
	ブラジル・リアル小計		59,200.00	1,501,286.00 (39,441,636)		
	南アフリカ・ランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	72,006.00	1,018,164.84		
		南アフリカ・ランド小計	72,006.00	1,018,164.84 (8,308,225)		
	投資証券合計				1,751,546,641 (1,751,546,641)	
	合計				2,832,482,231 (2,832,482,231)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 4銘柄	-	6.0%	56.3%
メキシコ・ペソ	投資証券 5銘柄	-	0.4%	3.8%

ブラジル・リアル	投資証券	4銘柄	-	0.1%	1.4%
オフショア・人民元	投資信託受益証券	1銘柄	4.1%	-	38.2%
南アフリカ・ランド	投資証券	1銘柄	-	0.0%	0.3%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間(2022年12月1日から2023年5月31日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友・DC新興国株式インデックスファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2022年11月30日現在)	第13期中間計算期間 (2023年 5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	851,882	51,058
コール・ローン	5,256,185	2,765,300
親投資信託受益証券	4,879,017,320	5,389,370,811
未収入金	4,753,066	1,569,166
流動資産合計	4,889,878,453	5,393,756,335
資産合計		
	4,889,878,453	5,393,756,335
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,857,247	4,382,784
未払受託者報酬	782,116	832,411
未払委託者報酬	8,082,388	8,602,013
その他未払費用	182,446	194,191
流動負債合計	19,904,197	14,011,399
負債合計		
	19,904,197	14,011,399
純資産の部		
元本等		
元本	3,177,328,263	3,406,313,732
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,692,645,993	1,973,431,204
(分配準備積立金)	513,443,261	485,288,546
元本等合計	4,869,974,256	5,379,744,936
純資産合計		
	4,869,974,256	5,379,744,936
負債純資産合計		
	4,889,878,453	5,393,756,335

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第12期中間計算期間 自 2021年12月 1日 至 2022年 5月31日	第13期中間計算期間 自 2022年12月 1日 至 2023年 5月31日
営業収益		
受取利息	79	18
有価証券売買等損益	14,714,798	171,386,052
営業収益合計	14,714,719	171,386,070
営業費用		
支払利息	1,300	1,130
受託者報酬	730,574	832,411
委託者報酬	7,549,736	8,602,013
その他費用	170,462	194,218
営業費用合計	8,452,072	9,629,772
営業利益又は営業損失（ ）	23,166,791	161,756,298
経常利益又は経常損失（ ）	23,166,791	161,756,298
中間純利益又は中間純損失（ ）	23,166,791	161,756,298
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	106,381	1,356,376
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,527,759,457	1,692,645,993
剰余金増加額又は欠損金減少額	291,533,592	219,844,282
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	291,533,592	219,844,282
剰余金減少額又は欠損金増加額	149,073,106	99,458,993
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	149,073,106	99,458,993
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,647,159,533	1,973,431,204

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第13期中間計算期間 自 2022年12月1日 至 2023年5月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第12期 (2022年11月30日現在)	第13期中間計算期間 (2023年5月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	3,177,328,263口	3,406,313,732口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5327円 (1万口当たりの純資産額15,327円)	1口当たり純資産額 1.5793円 (1万口当たりの純資産額15,793円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第13期中間計算期間 (2023年5月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第12期 (2022年11月30日現在)	第13期中間計算期間 (2023年5月31日現在)
期首元本額	2,711,882,572円	3,177,328,263円
期中追加設定元本額	945,862,313円	415,803,537円
期中一部解約元本額	480,416,622円	186,818,068円

(参考)

三井住友・DC新興国株式インデックスファンドは、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年11月30日現在)	(2023年5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	3,890,895,302	2,102,630,374
金銭信託	31,231,738	1,207,944
コール・ローン	192,702,578	65,422,194
株式	18,551,125,070	24,734,980,146
投資信託受益証券	1,080,935,590	1,397,105,670
投資証券	1,751,546,641	2,348,396,241
派生商品評価勘定	150,967,660	16,046,528
未収入金	-	57,818
未収配当金	34,213,350	54,154,485
差入委託証拠金	977,033,005	873,399,450
流動資産合計	26,660,650,934	31,593,400,850
資産合計	26,660,650,934	31,593,400,850
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	83,196,904	28,080,492
未払解約金	26,843,066	8,268,536
その他未払費用	543	455
流動負債合計	110,040,513	36,349,483
負債合計	110,040,513	36,349,483

純資産の部		
元本等		
元本	16,108,126,428	18,542,842,800
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	10,442,483,993	13,014,208,567
元本等合計	26,550,610,421	31,557,051,367
純資産合計	26,550,610,421	31,557,051,367
負債純資産合計	26,660,650,934	31,593,400,850

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年12月1日 至 2023年5月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年11月30日現在)	(2023年5月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	16,108,126,428口	18,542,842,800口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6483円 (1万口当たりの純資産額16,483円)	1口当たり純資産額 1.7018円 (1万口当たりの純資産額17,018円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年5月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2022年11月30日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT DEC22	5,203,165,884	-	5,271,112,198	67,946,314
	小計	5,203,165,884	-	5,271,112,198	67,946,314
合計		5,203,165,884	-	5,271,112,198	67,946,314

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	262,300,000	-	262,124,442	175,558
	小計	262,300,000	-	262,124,442	175,558
合計		262,300,000	-	262,124,442	175,558

（2023年5月31日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		

市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT JUN23	3,183,641,226	-	3,171,604,932	12,036,294
	小計	3,183,641,226	-	3,171,604,932	12,036,294
合 計		3,183,641,226	-	3,171,604,932	12,036,294

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	105,000,000	-	105,002,330	2,330
	小計	105,000,000	-	105,002,330	2,330
合 計		105,000,000	-	105,002,330	2,330

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2022年11月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,481,267,749円
同期中における追加設定元本額	7,656,711,181円
同期中における一部解約元本額	2,029,852,502円

2022年11月30日現在の元本の内訳

三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	8,414,992,973円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	2,960,029,922円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	183,852,090円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	291,047,771円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	194,328,149円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	40,006,969円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	100,172,461円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	75,036,325円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	334,887,158円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	274,169,234円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	448,887,023円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	103,796,383円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,268,543円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)	706,099,778円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)	1,907,693,075円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	13,672,741円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	54,185,833円
合計	16,108,126,428円

(2023年5月31日現在)

開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	16,108,126,428円
同期中における追加設定元本額	3,520,212,913円
同期中における一部解約元本額	1,085,496,541円

2023年5月31日現在の元本の内訳

三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	9,750,140,387円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	3,166,864,973円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	83,189,969円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	244,057,854円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	151,199,837円
イオン・バランス戦略ファンド	140,424,295円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	46,843,931円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	110,736,647円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	82,376,348円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	365,848,809円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	301,605,521円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	506,058,821円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	116,203,423円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	6,224,003円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)	850,086,906円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)	2,478,120,423円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	58,195,375円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	39,354円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	47,702円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	59,639円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	73,424円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	73,424円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	28,947円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	41,344円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	48,275円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	57,693円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	67,186円
S M A M ・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	84,128,290円
合 計	18,542,842,800円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・DC新興国株式インデックスファンド

2023年6月30日現在

資産総額	5,725,808,675円
負債総額	20,165,602円
純資産総額（ - ）	5,705,643,073円
発行済口数	3,406,349,356口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6750円
（1万口当たり純資産額）	（16,750円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2023年6月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

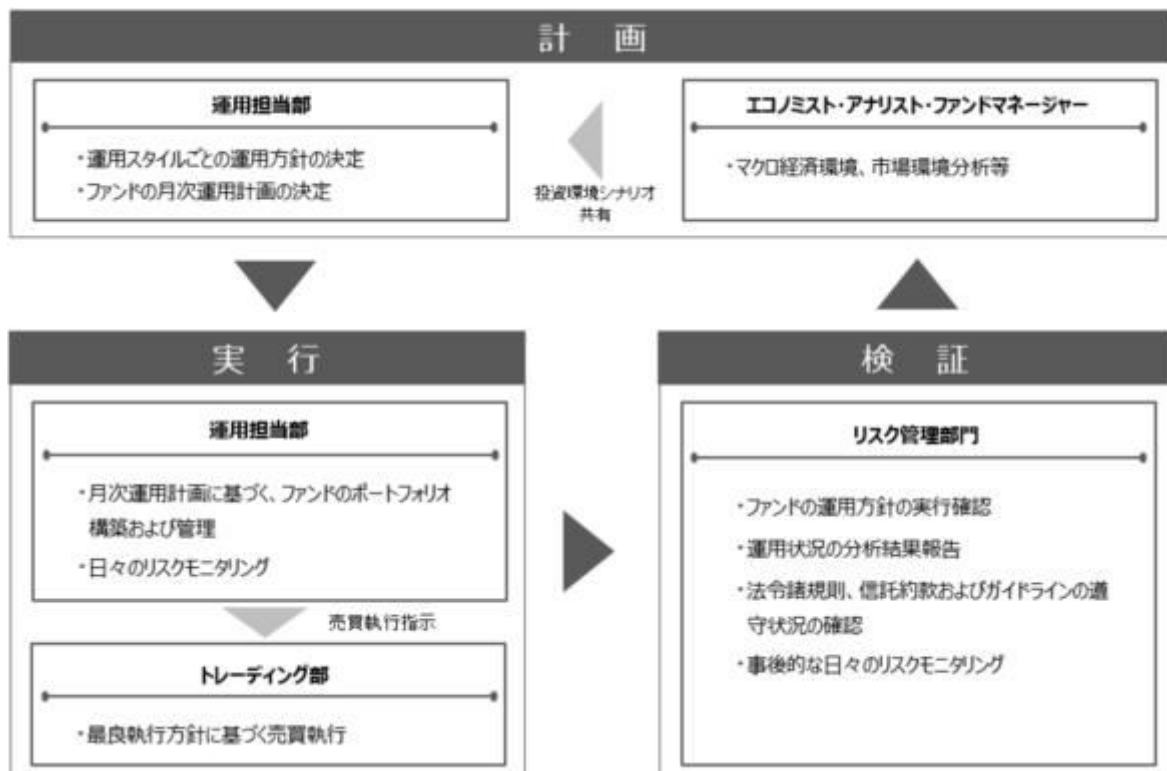
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2023年6月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	704	10,457,929
単位型株式投資信託	96	573,616
追加型公社債投資信託	1	25,933
単位型公社債投資信託	171	279,100
合計	972	11,336,579

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,008,279	37,742,400
金銭の信託	-	12,645,575
顧客分別金信託	300,041	300,046
前払費用	475,266	546,900
未収入金	103,809	437,880
未収委託者報酬	12,125,117	11,563,662
未収運用受託報酬	2,437,063	2,138,030
未収投資助言報酬	388,639	344,586
未収収益	36,700	35,477
その他の流動資産	18,458	8,423
流動資産合計	64,893,375	65,762,982
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	1,433,442	1,361,305
器具備品	653,985	559,057
土地	710	710

リース資産	7,357	4,114
建設仮勘定	5,500	81,240
有形固定資産合計	2,100,996	2,006,427
無形固定資産		
ソフトウェア	2,766,476	2,414,295
ソフトウェア仮勘定	100,616	508,956
のれん	3,349,950	3,045,409
顧客関連資産	13,558,615	11,445,340
電話加入権	12,716	12,706
商標権	42	36
無形固定資産合計	19,788,417	17,426,744
投資その他の資産		
投資有価証券	14,212,354	9,222,276
関係会社株式	11,246,398	11,850,598
長期差入保証金	1,414,646	1,388,987
長期前払費用	77,936	80,207
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	27,021,065	22,611,799
固定資産合計	48,910,479	42,044,971
資産合計	113,803,855	107,807,953

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,567	2,564
顧客からの預り金	6,045	11,094
その他の預り金	196,515	128,069
未払金		
未払収益分配金	1,969	2,013
未払償還金	152	1,312
未払手数料	5,545,582	5,194,011
その他未払金	48,893	259,542
未払費用	7,379,404	6,370,986
未払消費税等	1,133,332	406,770
未払法人税等	2,455,291	333,009
賞与引当金	2,100,323	1,801,492
資産除去債務	7,192	13,940
その他の流動負債	40,396	73,657
流動負債合計	18,918,667	14,598,465
固定負債		
リース債務	4,525	1,960
繰延税金負債	1,279,409	550,493
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832
その他の固定負債	4,620	-
固定負債合計	6,373,062	5,580,287
負債合計	25,291,730	20,178,752
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984

その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,834,794	3,391,568
利益剰余金合計	4,119,040	3,675,814
株主資本計	88,214,986	87,771,760
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	297,138	142,558
評価・換算差額等合計	297,138	142,558
純資産合計	88,512,124	87,629,201
負債・純資産合計	113,803,855	107,807,953

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2021年4月1日	(自	2022年4月1日
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		66,139,024		61,471,271
運用受託報酬		9,652,634		8,978,419
投資助言報酬		1,256,334		1,273,386
その他営業収益				
サービス支援手数料		199,046		208,222
その他		32,936		22,995
営業収益計		77,279,976		71,954,296
営業費用				
支払手数料		30,522,133		28,036,456
広告宣伝費		330,161		294,588
調査費				
調査費		3,196,921		3,749,357
委託調査費		12,192,048		11,455,987
営業雑経費				
通信費		67,600		61,068
印刷費		494,834		452,951
協会費		34,433		38,701
諸会費		30,488		33,447
情報機器関連費		4,767,504		5,067,617
販売促進費		31,930		29,621
その他		181,301		197,696
営業費用合計		51,849,358		49,417,495
一般管理費				
給料				
役員報酬		263,893		219,872
給料・手当		8,664,828		7,807,797
賞与		991,916		1,042,472
賞与引当金繰入額		2,100,323		1,798,492
交際費		12,301		27,713
寄付金		29,273		25,518
事務委託費		1,422,189		1,727,189
旅費交通費		16,863		99,733
租税公課		476,729		352,030

不動産賃借料	1,289,256	1,268,303
退職給付費用	632,559	624,551
固定資産減価償却費	3,133,951	3,247,869
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	256,994	200,758
一般管理費合計	19,595,622	18,746,845
営業利益	5,834,995	3,789,956

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	7,666	1,755
受取利息	1,836	1,373
時効成立分配金・償還金	43,406	521
原稿・講演料	2,587	2,281
投資有価証券償還益	383,608	119,033
投資有価証券売却益	911,268	25,848
為替差益	4,673	5,816
雑収入	81,640	91,814
営業外収益合計	1,436,686	248,443
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	454,339
投資有価証券償還損	146,219	83,598
投資有価証券売却損	81,384	152,691
雑損失	2,866	-
営業外費用合計	230,470	690,629
経常利益	7,041,212	3,347,770
特別損失		
1 固定資産除却損	83,651	13,203
2 システム統合関連費用	375,636	-
3 早期退職費用	260,075	126,832
4 支払補償費	-	30,075
その他特別損失	67,000	-
特別損失合計	786,362	170,111
税引前当期純利益	6,254,849	3,177,659
法人税、住民税及び事業税	3,101,482	1,622,064
法人税等調整額	965,673	541,433
法人税等合計	2,135,809	1,080,631
当期純利益	4,119,040	2,097,028

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本	
	資本剰余金	利益剰余金

	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			8,460,037	8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040
任意積立金の 取崩						60,000	1,476,959	1,536,959
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	8,460,037	8,460,037	-	60,000	1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	-	-	3,834,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	-			-
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	-	-			-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			652,227	652,227	652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	652,227	652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	2,540,254	2,540,254			2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			439,697	439,697	439,697
当期変動額合計	443,225	443,225	439,697	439,697	882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」注記については記載していません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	210,548千円	301,463千円
器具備品	1,309,352千円	1,499,284千円
リース資産	6,073千円	7,493千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	57,356千円	12,514千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物	- 千円	2,482千円
器具備品	0千円	4,273千円
リース資産	- 千円	532千円
ソフトウェア	83,651千円	5,915千円

2 システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などです。

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用です。

4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	1,166,952	1,161,545
1年超	2,323,090	1,161,545
合計	3,490,042	2,323,090

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	-	-	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	14,172,545	14,172,545	-
資産計	14,172,545	14,172,545	-

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	12,645,575	12,645,575	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,182,466	9,182,466	-
資産計	21,828,042	21,828,042	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
其他有価証券 非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398	11,850,598
合計	11,246,398	11,850,598

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 金銭の信託	-	12,645,575	-	12,645,575
(2) 投資有価証券 其他有価証券	-	9,182,466	-	9,182,466
資産計	-	21,828,042	-	21,828,042

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 其他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度（2022年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. 其他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	166,335
小計	4,873,482	5,039,817	166,335

合計	14,172,545	13,712,543	460,001
----	------------	------------	---------

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	256,815
小計	6,038,462	6,295,278	256,815
合計	9,182,466	9,349,645	167,178

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,258,448	5,084,506
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の発生額	34,553	12,781
退職給付の支払額	595,013	479,583
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	5,084,506	5,027,832

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,084,506	5,027,832
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の費用処理額	34,553	12,781
その他	211,487	201,641
確定給付制度に係る退職給付費用	632,559	624,551

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.130%	0.230%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度237,296千円、当事業年度241,556千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,556,876	1,539,522
賞与引当金	643,119	551,617
調査費	279,809	473,972
未払金	284,070	211,439
未払事業税	139,522	39,995
ソフトウェア償却	107,998	105,506
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	93,946	120,350
その他	28,056	21,158
繰延税金資産小計	3,248,274	3,178,439
評価性引当額	189,102	193,662
繰延税金資産合計	3,059,171	2,984,776
繰延税金負債		
無形固定資産	4,151,648	3,504,563
資産除去債務	825	3,201
その他有価証券評価差額金	186,107	27,506
繰延税金負債合計	4,338,581	3,535,270
繰延税金資産（負債）の純額	1,279,409	550,493

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	3.0
のれん償却費	1.4	2.9
所得税額控除による税額控除	-	1.3

その他	0.3	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1	34.0

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至2023年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	4,727,024	未払 手数料	1,098,966
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	8,397,864	未払 手数料	1,661,614

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	2,613.28円	2,587.21円
1株当たり当期純利益	121.61円	61.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	4,119,040	2,097,028
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,119,040	2,097,028
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
 (ロ) 資本金の額 342,037百万円（2022年3月末現在）
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2022年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2022年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社長野銀行	13,017	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社S B I証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
Jトラストグローバル証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	11,757	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
住友生命保険相互会社	639,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

住友生命保険相互会社の資本金の額の箇所には、基金および基金償却積立金の合計額を記載しております。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

□ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

販売会社である住友生命保険相互会社は、委託会社株式を10.4%保有しています。

販売会社である三井住友海上火災保険株式会社は、委託会社株式を15.0%保有しています。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

(1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

(2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

(3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)を記載することがあります。

(4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。

(5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。

(6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

(7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。

(8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。

(9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。

(10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。

(11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。

5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅野 雅子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC新興国株式インデックスファンドの2021年12月1日から2022年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DC新興国株式インデックスファンドの2022年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月16日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC新興国株式インデックスファンドの2022年12月1日から2023年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DC新興国株式インデックスファンドの2023年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2022年12月1日から2023年5月31日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年11月30日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2022年8月16日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2023年2月7日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する

内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。